

○松本地域公共交通会議設置要綱

平成20年4月22日告示第274号
改正 平成22年6月1日告示第369号
平成24年3月30日告示第167号
平成26年3月31日告示第117号
平成28年3月31日告示第123号
令和2年4月24日告示第170号
令和3年3月31日告示第184号

(目的)

第1条 この要綱は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、松本市、山形村及び朝日村(以下、「1市2村」という。)の協働で1市2村の住民生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るため、松本地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (2) 1市2村が運営する有償運送の実施及びその利用者から収受する対価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから1市2村を代表して松本市長が委嘱する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (2) 松本市民、山形村民及び朝日村民又は公共交通機関の利用者
- (3) 国土交通省北陸信越運輸局の局長又はその指名する者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
- (5) 道路管理者又は道路管理者が指名する者
- (6) 長野県松本警察署長又はその指名する者
- (7) 有識者
- (8) 1市2村の職員
- (9) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める者

3 交通会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 4 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする、ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 交通会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 交通会議は、過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(部会)

第6条 会長は、必要に応じ、交通会議に部会を設置することができる。

- 2 部会について必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

(庶務)

第7条 交通会議の庶務は、松本市交通部公共交通課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月22日から施行する。

附 則(平成22年6月1日告示第369号)

この告示は、平成22年6月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第167号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日告示第117号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第123号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月24日告示第170号)

この告示は、令和2年4月24日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第184号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。